政令第二百七十四号

貸金業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第六号中「この号」の下に「及び次号」を加え、同条に次の一号を加える。

七　外国の会社等であつて、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）に対する貸付け（当該会社等が外国において当該非居住者と締結した極度方式基本契約に基づく極度方式貸付けであつて、金銭の貸付けに用いるため当該会社等から当該非居住者に交付されたカードのうちクレジットカード（それを提示して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受けることができるカードをいい、当該会社等が発行するものに限る。）としての機能を併せ有するものにより当該非居住者が現金自動支払機その他の機械を利用して金銭を受領するものに限る。）以外の貸付け（法第二条第一項第三号又は第四号に掲げるものを除く。）を業として行わないもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年七月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条の二第二項及び第三項、第九条の三第九項（同法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び同法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する第九条の三第二項並びに第九条の三の三第二項（同条第三項において読み替えて準用する同法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号ロ中「、第三号ヘ及び第四号イ」を「及び第三号ヘ」に改める。

第四条第一号中「受託業務」の下に「（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）」を加え、同条第三号中「自ら」の下に「又は非常災害時において環境省令で定める基準に従つて他人に委託して」を加え、同条第九号イ(2)中「受託者」の下に「（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）」を加える。

第四条の三第二号中「受託者」の下に「（非常災害時において当該受託者が受託業務を他人に委託して実施する場合における当該委託に係る特別管理一般廃棄物にあつては、当該委託をしようとする者）」を加え、同条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「、又は受託者が受託業務を委託した者が前二号に定める基準に適合しなくなつたとき」を加える。

第五条の六の見出しを「（法第九条の三第二項等の政令で定める事項）」に改め、同条中「の政令」を「（同条第九項（法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第九条の三の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六の二　法第九条の三の三第二項前段（同条第三項において読み替えて準用する法第九条の三第九項において読み替えて準用する場合を含む。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第九条の三の三第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設の種類

二　法第九条の三の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間

三　その他法第九条の三の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項

2　法第九条の三の三第二項後段の政令で定める事項は、一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限とする。

附則第四条を削る。

附則第五条中「（平成十五年法律第四十四号）」を削り、同条を附則第四条とする。

附　則

この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

環境大臣　望月　義夫

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第四十四号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第一項第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。

第六十六条第一項第十四号中「水防に関すること（」の下に「建設産業・地方整備課及び」を加える。

附　則

この府令は、平成二十七年七月十九日から施行する。

○内閣府令第四十五号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十条第二項の規定に基づき、前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年七月十七日　内閣総理大臣　安倍　晋三

前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「次に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条第一号中「第二十条第一項」の下に「及び第三号」を加え、同条第三号中「保有者」を「保有者が前払式支払手段を利用することが困難な地域へ転居する場合、保有者である非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）が日本国から出国する場合その他の保有者」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。